

## **第Ⅲ部 自治体の枠組みを超えた災害対応**

# 第1章 協定による執行体制の確保

## 1 協定による業務執行の考え方

- 首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、ライフラインや情報通信網の途絶、インフラや施設等の損壊、負傷者の発生など、専門的な技術や資機材等を活用した対応が急増することが想定される。  
 このような場合、自治体職員のみによる対応が困難であることから、専門的な技術や資機材等を有する様々な分野の民間の協力団体と、あらかじめ協定を締結することで、迅速な応急対策業務の遂行が期待できる。
  
- 都では、大規模災害の発生に備え、各種応急対策業務に関する協定を業界団体と締結している。一方で、国や区市町村についても同様の業界団体と協定を締結しており、広域かつ甚大な被害が発生した場合、協力依頼が重複することが懸念されることから、その活用調整に係る検討を進める必要がある。

表 15 <都と民間協力団体との協定締結の例>

分類	構成団体又は締結先	協定の内容等
医療・福祉関係	(一社)東京医薬品卸業協会	医薬品等の調達及び費用弁償等
	商工組合日本医療機器協会	医療救護活動に必要な医療機器等の調達及び費用弁償等
	(一財)日本救急医療財団	災害時の航空機による被災者、医薬品、医療従事者の搬送
物資調達関係	日本 TCGF	災害時における物資の調達支援の協力
	(株)セブン&アイ・ホールディングス	災害時における物資の調達支援の協力
	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における復旧用資器材の調達支援の協力
ライフラインの維持	(株)PUC	災害時における水道局が行う業務に関する協力
	下水道メンテナンス協同組合	下水道施設のうち、管路等に対する災害時の応急措置及び復旧等
インフラの維持	(一社)東京建設業協会	建設資機材と労働力等の提供、費用負担等
	(一社)日本埋立浚渫協会	港湾施設、海岸保全施設の緊急応急措置、費用負担等

## 2 実効性確保のための取組

### (1) 要請窓口の一本化と資機材確保に向けた取組

- 大規模災害時に都等の自治体等が個別に事業者へ対応要請を実施した際、要請が輻輳し、混乱が生じるおそれがあることから、都は、大規模災害時における要請窓口の一本化など、迅速な応急対策業務の着手に向けた検討を進めていく。
- 都内では年間を通じて数多くの工事が実施されており、そこで使用されている重機類を災害時に転用することは啓開作業を迅速に行う上で有効である。そのため、工事現場における重機類の所在を把握する仕組みの都内全体への展開可能性の検討など、発災時の資機材確保に向けた取組を進めていく。

### (2) 協定締結先の充実

- 食料品及び生活必需品の調達に関しては、日本 TCGF、(株)セブン&アイホールディングス、生活協同組合などと協定を締結して調達体制を整備してきたが、土のう袋やブルーシートなどの災害復旧用資器材の需要に対する調達体制を強化するため、平成 29 年 3 月に NPO 法人コメリ災害対策センターと協定を締結するなど、物資調達体制を強化した。
- 引き続き、災害時に物資、医薬品・医療用資器材及び応急復旧のための資機材等を調達できるよう、協定締結先の多重化などについて推進していく。

### (3) 協定団体の発災時の事業継続性の確保

- 民間の協力団体に属する事業者が被災する場合に備え、事業者が事業継続計画策定の取組を進めるよう、協定協力団体に対して、引き続き働きかける。

## 第2章 受援応援体制

### 1 都における他団体からの応援受入について

#### (1) 都における応援受入の必要性

- 首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、都自らも被災する中で、応急対策業務等の災害時固有の業務が多く発生することから、災害時であっても優先的に実施すべき業務を「非常時優先業務」として位置付け、業務の継続性を図っている。
- しかしながら、東日本大震災、平成28年熊本地震をはじめ、これまでの大規模災害の際に、被災自治体職員のみで対応することが困難であることが改めて浮き彫りになった。
- また、平成28年熊本地震においては、被災自治体職員が発災後の対応に追われ、他団体からの応援職員を有効に活用しきれていない状況が一部では見受けられた。
- こうした現実を踏まえて、大規模災害発生時における円滑な災害対応の実現に向けて、応援受入に係る考え方や手順、受入態勢をあらかじめ整理する必要がある。

#### (2) 各局等における応援受入に係る基本的な考え方

- 各局等においては、担当部署において人員が不足する場合、応援要請を行う前に局内における人員の再配置の実施を検討する。
- 局内において人員の再配置を行っても、対応困難と見込まれる場合、各局等は都災害対策本部へ応援を要請する。ただし、業務の専門性が高い場合等、局内での人員の確保が困難であることが明らかな場合及び協定等において応援要請の手続等があらかじめ定めてある場合等については、この限りではない。
- 都災害対策本部は、各局等からの要請を受けた場合、他団体等への応援要請等必要な人員調整を実施する。

表 16 <都が締結する自治体間の災害時相互応援協定>

協定名	構成団体
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会を構成する 47 都道府県
震災時等の相互応援に関する協定	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県
九都県市災害時相互応援に関する協定	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市）及び九都県市構成都県市
21 大都市災害時相互応援に関する協定	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市

※団体は協定の記載順に記載

## 2 都内区市町村への応援について

### (1) 都内区市町村への応援の必要性

- 都と区市町村は、それぞれの地域防災計画において、役割分担を明らかにするとともに、相互に連携を図りながら、応急対策業務や復旧業務などの実施について定めているが、特に区市町村においては、被害状況の確認や避難者への対応など発災直後から膨大な応急復旧業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。
- 都では区市町村への業務継続計画策定に係る支援により、制約のある状況下における災害対応の実効性の向上を図っているが、首都直下地震のような大規模災害の場合、被災状況によっては、被災区市町村の職員のみで対応することが困難となることが想定される。
- これらの状況を踏まえ、区市町村への支援についても、応援に係る考え方や手順をあらかじめ整理するとともに、区市町村側における受入態勢の整備に係る支援をしていく必要がある。

### (2) 都内区市町村への支援に係る基本的な考え方

- 首都直下地震のような大規模災害の場合、被害の全容が把握できないことも容易に想定されるが、区市町村において、被害の全容が把握できるまで応援要請を躊躇していると、応援の遅れにつながる事となるため、区市町村は「何らかの応援が必要」などの包括的な要請を都に対して速やかに行うことが重要である。

- 区市町村は、人的応援要請が必要と判断した場合、都へ応援を要請する。
- 都は、区市町村からの要請を受け、他団体等への応援要請等必要な人員調整を実施する。
- 区市町村から都への応援要請は、当該区市町村が個別に他の自治体と災害時応援協定等を締結している場合、当該協定等に基づく応援要請を妨げるものではない。

### 3 実効性確保のための取組

- 他団体等からの応援を円滑に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応につなげるためには、あらかじめ応援の受け入れが見込まれる業務を特定し、各局等及び区市町村と共有しておくことが重要である。
- その上で、受入対象業務の担当部署を明確化し、応援要請の手順、要請内容をあらかじめ定めておき、関係機関等と共有しておくことで、円滑な支援の要請が可能となる。
- また、応援職員の円滑な受け入れを実現するためには、受入部署において、あらかじめ応援職員の役割分担の明確化、業務マニュアルの整備、情報共有体制の整備をしておくことが重要であることから、各局等及び区市町村に対して、応援職員等の受入態勢の強化に向けた支援を実施していく。